

残土受入場の現地調査および審査要領

1. 目的

公共工事に伴って発生する建設発生土が、適正かつ安全な残土受入場に処理されることを目的とする。

2. 新規の残土受入場

(1) 新設通知書(事業者)

新規に残土受入場を開設し、長崎県が発行する『基本単価一覧表』に掲載を希望する事業者は、残土受入場が所在する地方機関(振興局建設部)の検査指導幹へ、以下の書類を添えて提出すること。なお、部数は2部とする。

- ① 残土受入場の新設通知書(様式1)
 - ・なお面積及び容積は小数点以下四捨五入とする。
- ② 残土受入開始にあたっての関連法令等一覧表(参考様式)
 - ・参考様式であるため、受入場の場所、所在地等により適宜追加すること。
 - ・**地権者の同意が分かる資料については、全員分を提出すること。(任意様式)**
- ③ 当該受入場の開発等許可書(写)
- ④ 許可条件がある場合は、その写し
- ⑤ 関係図面(位置図、平面図、縦断図、横断図、流出防止施設の構造図等)
- ⑥ 受入場が判別できる現況写真
 - ・計画盛土高さがわかる写真(小段毎に丁張を設置)
 - ・受入場の範囲がわかる写真(ビニールテープ等で範囲を示す。)
- ⑦ 残土受入価格表
- ⑧ 受入条件及び制限
- ⑨ 不掲載同意書(様式2)
- ⑩ 残土搬入時の管理方法(例えば受入伝票を発行する等書式も添付する)
- ⑪ 構造物の安定計算書等(開発等許可で検討された場合は不要)
- ⑫ **(ストックヤードとして運営する場合)国からのストックヤード登録通知の写し**
(最終受入場として運営する場合)残土受入場の土砂搬出について(様式5)

(参考様式)

(2) 現地調査及び書類審査(地方機関)

残土受入場の新設通知書又は変更通知書を受け付けた場合、速やかに現地調査を行うこと。

また、提出書類についても、内容(関係許可書)を審査し、問題がある場合は、事業者の指導を行うこと。

(3) 残土受入場の新設通知書又は変更通知書の副申(地方機関)

現地調査及び書類審査終了後、速やかに現地調査票を添えて副申するものとする。

(4) 基本単価一覧表への掲載(建設企画課)

現地調査結果をもとに適正で安全な受入場と判断した場合は、基本単価一覧表へ掲載する。

3. 既掲載済みの残土受入場

(1) 通知書の記載内容に変更がある場合(事業者)

通知書の記載事項に変更(面積、容量等)が発生した時点で、当該受入場の変更後の開発等許可書の写し等変更の内容がわかるものを添付して変更通知書を提出すること。なお、関係書類の提出先、内容については、上記(1)新設通知書と同じとする。

基本単価一覧表に掲載されている残土受入価格について、変更が必要となった場合は、残土受入価格の変更通知書(様式3)を前月の上旬までに建設企画課へ提出するものとする。

なお、4月の更新に限り、受入単価と受入条件及び制限、許可の更新(期間の延伸のみ)については「基本単価一覧表(残土受入業者一覧表)掲載内容確認票」を訂正(見え消し)することで変更通知書の提出を不要とする。ただし、許可の更新(期間の延伸のみ)があった場合はその写しを添付すること。

(2)更新手続き(事業者)

次年度も引き続き基本単価一覧表への掲載を希望する事業者は、1月から2月末日までに「基本単価表(残土受入業者一覧表)掲載内容確認票」を建設企画課へ提出しなければならない。

提出が無い事業者については、4月から掲載中止し、提出があった日の翌々月から再掲載するものとする。

(3)残土受入地のパトロールについて(事業者)

基本単価一覧表に掲載されている残土受入事業者は、県が実施する残土受入地のパトロールに協力しなければならない。

1. 小段毎の丁張りや範囲を示すビニールテープは、毎年確認するため、事前にわかるようにしておくこと。
2. 平面図、縦断図等図面の提出を指示された場合は事前に提出すること。

(4)基本単価一覧表への掲載(建設企画課)

年度中に行われた、残土受入地のパトロールの結果をもとに適正で安全な受入場と判断した場合は、基本単価一覧表へ掲載する。

4. 掲載中止(建設企画課)

基本単価一覧表に掲載されている事業者で、掲載中に、当初の通知書の記載事項の変更届けを提出せずに変更していた事が発覚した場合及び届け出書類の不備等が発覚した場合には即時掲載中止する。

また、現場パトロールにより、産業廃棄物(コン殻、アス殻)及び木根・木材等の混入が確認された場合や**重大な事故が発生した場合**など適正で安全な受入場と判断出来ない場合についても同様とする。

5. 不掲載同意書(事業者)

基本単価一覧表に掲載しようとする事業者は、新設通知書提出時に不掲載同意書(様式2)を添付しなければならない。

6. 再掲載依頼書(事業者)

掲載中止を受けたが、再掲載を希望する事業者は、問題や不備等を改善した上で、様式4を残土受入場が所在する地方機関(振興局建設部)の検査指導幹へ提出すること。なお、部数は2部とする。

残土受入地のパトロールによる改善指導を受けた場合は、改善前後の写真を添付すること。

7. 掲載通知書の送付(建設企画課)

新設通知書及び再掲載依頼書により提出された書類を審査した結果、適格と判断した場合には基本単価一覧表に掲載する旨の通知文書を事業者に送付する。

8. 掲載の判断について

「残土受入場一覧表に掲載する判断基準(案)」を満足しない場合、**(様式5)を提出している残土受入場が土砂の搬出を行っている場合は、未掲載とする。**

9. 掲載休止(廃止)(事業者)

残土受入場の整備等により残土受入を一時休止する場合、(様式6)を提出すること。なお、廃止する場合も同様とする。

10. 施行

この要領は、令和7年1月31日より施行する。

様式-5

〇〇年〇〇月〇〇日

長崎県知事〇〇〇〇 様

事業者名称(株)〇〇〇〇
代表者代表取締役〇〇〇〇

残土受入場の土砂搬出について

基本単価一覧表へ掲載を希望した残土受入場については、残土受入のみを行い、
残土の搬出は行いません。

なお、残土受入場から残土の搬出を行った場合、即時不掲載をされても異議は有り
ません。

長崎県知事〇〇〇〇 様

事業者名称(株)〇〇〇〇
代表者代表取締役〇〇〇〇

残土受入場の休止(廃止)通知書

標記について、下記における残土受入場の残土受入を休止(廃止)したいので、
通知します。

記

1. 残土受入場の場所
2. 残土受入場の面積
3. 残土受入場の容量
4. 会社の所在地
5. 担当者の氏名
6. 連絡先
7. 理由